

ものに係る当該老齢厚生年金について、厚生年金保険法（昭和二十九法律第一一五号）第四四条の三の規定を適用する場合においては、退職年金等を同条第一項に規定する他の年金たる給付とみなすこととした。（第二四條及び第八三條關係）

2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三號。以下この2及び4において「平成二四年一元化法」という。）の施行後に平成二四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（三の2において「改正前国共済法」という。）、平成二四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（四において「改正前地共済法」という。）又は平成二四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法による障害共済年金の受給権者のうち平成二四年一元化法による改正後の厚生年金保険法（4及び2において「改正後厚生年金保険法」という。）の障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にあるものが、この政令の施行の日（五の1において「施行日」という。）以後に死亡した場合にその者の遺族に遺族厚生年金を支給することとした。（第六四條關係）

3 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成二一年法律第八七號）附則第一五八條第一項の規定により同項に規定する長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国家公務員共済組合連合会に承継された社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者（四において「地方事務官であった者」という。）の第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく厚生年金保険法による保険給付の事務についで国家公務員共済組合連合会が行うこととした。（第九二條の二關係）

4 改正後厚生年金保険法第八四條の六に規定する拠出金の額の算定について、平成二七年度における算定方法の特例に関する規定の整備を行うこととした。（第一一四條關係）

二 厚生年金保険法施行令の一部改正關係
改正後厚生年金保険法第八四條の六に規定する拠出金の額の算定について、平成二七年度から平成三八年度までにおける算定方法の特例に関する規定の整備を行うこととした。（第八條の八關係）

三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正關係
1 一の2に準じた改正を行うこととした。（第一七條關係）

2 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八二號）附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る障害共済年金について改正前国共済法の規定を適用する場合は、厚生年金保険法第四七條第二項に規定する障害等級を用いることとした。（第二三條關係）

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正關係
地方事務官であった者に係る平成二四年一元化法附則第六〇條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、第六一條第一項に規定する給付並びに平成二四年一元化法附則第六五條第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金は、国家公務員共済組合連合会が支給することとした。（第一四九條の二關係）

五 施行期日等
1 施行日において、退職年金等の受給権を有する者であつて、老齢厚生年金の受給権者である者が同日以後に厚生年金保険法第四四條の三第一項の申出をしたときは、施行日の前日において同項の申出があつたものとみなすこととした。（附則第二條關係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、一の3及び四については、平成二七年一月一日から適用することとした。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 中川 雅治
内閣総理大臣 安倍 晋三

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八八号）第二條第一項第一号、第十條第三項第一号（同法第十六條において準用する場合を含む。）、第十四條第四項及び第九項、第十五條第四項及び第六項並びに第二十條の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令の一部改正）
第一條 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第六條中「第十七條」を「第二十條」に、「上欄」を「第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同条を第十五條とする。

第五條中「第十四條第二項」を「第十七條第二項」に改め、同条を第十四條とする。

第四條中「第十四條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条を第十三條とする。

第三條中「第十條第三項第一号」の下に「法第十六條において準用する場合を含む。」を加え、同条を第四條とし、同条の次に次の八條を加える。

（再生利用等目的輸入事業者の認定の有効期間）
第五条 法第十四条第四項の政令で定める期間（第八条第三号において「輸入事業者の認定の有効期間」という。）は、五年とする。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の交付）
第六条 経済産業大臣及び環境大臣は、法第十四条第一項の認定、同条第四項の認定の更新又は同条第五項の変更の認定をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の再交付）
第七条 前条の規定により認定証の交付を受けた者は、当該認定証を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の返納）
第八条 第六条の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該認定証（第四号の場合にあつては、回復した認定証）を経済産業大臣及び環境大臣に返納しなければならない。

一 法第十四条第八項の規定により同条第一項の認定が取り消されたとき。
 二 法第十四条第一項の認定（同条第四項の認定の更新又は同条第五項の変更の認定を含む。）に係る事業を廃止したとき。

三 輸入事業者の認定の有効期間が満了したとき。
 四 前条の規定により認定証の再交付を受けた場合において、その失った認定証を回復するに至ったとき。

（再生利用等事業者の認定の有効期間）
第九条 法第十五条第四項の政令で定める期間（第十二条第三号において「再生利用等事業者の認定の有効期間」という。）は、五年とする。

（再生利用等事業者の認定証の交付）
第十条 経済産業大臣及び環境大臣は、法第十五条第一項の認定、同条第四項の認定の更新又は同条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項の変更の認定をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

（再生利用等事業者の認定証の再交付）
第十一条 前条の規定により認定証の交付を受けた者は、当該認定証を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（再生利用等事業者の認定証の返納）
第十二条 第十条の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該認定証（第四号の場合にあつては、回復した認定証）を経済産業大臣及び環境大臣に返納しなければならない。

一 法第十五条第五項において準用する法第十四条第八項の規定により法第十五条第一項の認定が取り消されたとき。
 二 法第十五条第一項の認定（同条第四項の認定の更新又は同条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項の変更の認定を含む。）に係る事業を廃止したとき。

三 再生利用等事業者の認定の有効期間が満了したとき。
 四 前条の規定により認定証の再交付を受けた場合において、その失った認定証を回復するに至ったとき。

第二条第一項中「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」を「理事会決定」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。
 （条約以外の協定等に基づき規制を行う必要がない物）

第二条 法第二項第一号の政令で定める物は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（次条第一項において「理事会決定」という。）に基づき我が国が規制を行う必要がない物として環境省令で定める物とする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。
 別表第一中「第三条関係」を「第四条関係」に改める。
 別表第二中「第四条関係」を「第十三条関係」に改める。
 別表第三中「第五条関係」を「第十四条関係」に改める。
 別表第四中「第六条関係」を「第十五条関係」に改め、同表に次のように加える。

六	法第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	三万八千円	三万九千円
七	法第十四条第五項の認定を受けようとする者	二万七千九百円	二万七千七百円
八	法第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	二十万三千八百円	十九万七千三百円
九	法第十五条第五項において準用する法第十四条第五項の認定を受けようとする者	四万三千五百円	三万七千七百円
十	法第十六条において準用する法第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円

（行政不服審査法施行令の一部改正）
第二条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。
 第十五条第二項第四号中「第十八条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附則
 この政令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

総務大臣 野田 聖子
 経済産業大臣 世耕 弘成
 環境大臣 中川 雅治
 内閣総理大臣 安倍 晋三

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三